

## 答 申 書

(答申第28号)

平成18年10月10日

### 1 審査会の結論

審査請求人に係る110番通報処理票のうち受理者、指令者及び現場処理者の警察官の氏名を非開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、審査請求人が平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、110番通報した交信記録で文書化されたもの。通報者、受理者の会話記録。〇〇市〇区〇〇〇〇、〇〇ビル内駐車場において車2台が無断占有した時に関する記述である。

#### (2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報として、審査請求人に係る「110番通報処理票（以下「本件処理票」という。）」及び「110番通報録音記録」を特定した。

実施機関は、本件処理票に記録されている「受理者、指令者及び現場処理者の警察官の氏名」が北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、非開示とされたすべての項目の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

#### (3) 2項2号情報の該当性について

ア 条例第16条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を5つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、「受理者、指令者及び現場処理者の警察官の氏名」は、審査請求人が110番通報した際、それを受理、指令、処理及び処理結果を通信指令室に回答した警察官の氏名であり、これが明らかになると、警察を敵視する個人や団体等から攻撃や嫌がらせを加えられるなど、警察活動の遂行に支障が生じるおそれが認められると主張する。

ウ 本件処分において非開示とした警察官の氏名は、既に開示している情報と組み合わせることにより、北海道警察本部地域部通信指令課及び〇警察署〇〇交番の警察官であることが明らかとなり、当該警察官が犯罪捜査や情報収集活動等の秘匿を要する警

察活動に従事することから、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報と犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、意見書等において、本件処分が非開示情報に当たらない旨、種々主張するが、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年6月7日	○ 諮問書の受理（諮問番号31） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書、⑦対象個人情報の写し）の提出
平成18年6月9日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成18年7月10日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成18年8月7日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 審議
平成18年9月11日 （第三部会）	○ 審議
平成18年10月5日 （第15回審査会）	○ 答申案審議
平成18年10月10日	○ 答申